

令和 8 年度 第 1 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 4 月 20 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第 1 号 農地利用集積促進計画について
- 第3 議案 第1号 農地法第3条第 1 項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第2号 農地法第5条第 1 項の規定による農地転用届出について
- 第5 議案 第3号 非農地証明について
- 第6 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（11 名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯浅憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 8 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会 長 おはようございます。本日は、委員全員の出席となっています。さて、今月の 8 日から始まったエリア別の人・農地ビジョン会議に、各担当地区の委員全員が出席いただき、ありがとうございました。地域計画は、担い手不足による耕作放棄地の増加等を防ぐために、誰が、どの農地を管理するか等、地域の農業の将来像を地域全体で話し合い、目標地図化することが義務付けられていま

す。私も、エリア会議において、自分の地域だけではなく、他の地域の会議の参加させていただく機会がありました。それぞれの地域で、参加者から切実な問題や課題が報告されており、とりわけ、用水路や排水路の課題、用水ポンプの稼働の課題、あるいは、圃場整備を行うための合意形成を進めていく上での課題等が議論されていたように思いました。農業委員会としては、農地所有者、耕作者の利用の意向を把握することで、農地の利用調整などが求められています。地域計画の実効性を高めるため、今後ともよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和 8 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開催いたします。本日は、農業委員、推進委員とも全員の出席いただいています。したがって、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程のとおり進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、10 番 山田委員、11 番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画報告

＜ 都野津町 ＞

会 長 次に、日程第 2、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画報告（令和 8 年 4 月報告分（貸借））について」を議題と致します。事務局の報告をお願い致します。なお、貸借権の設定を受ける者が 19 件すべて同一となっていますので、簡潔に報告をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画報告（令和 8 年 4 月報告分（貸借））について」です。すべて 5 年間の設定期間です。19 筆で、面積は 27,450 ㎡です。地目は田です。所在地は都野津町です。地権者は 12 名おられます。詳細は、2 ページから添付していますので、ご一読ください。賃借権の受ける方ですが、認定農業者の●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●です。●●●●●●さんです。賃借料は個別に記載しております。貸借期間は、令和 8 年 4 月 10 日から令和 13 年 12 月 31 日の 5 年 9

ヶ月間です。以上です。

会 長 ただ今事務局より報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので報告の通り「農用地利用集積等促進計画について」はご了承願います。

農地法第3条第1項

《 和木町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」です。1番です。農地の所在は、和木町●●●番●、地目は畑、面積は158㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●県●●市●●●丁目●番●-●●号です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作が困難なことに加えて、譲受人が以前からこの農地を借りて耕作していたということもあり、改めて所有権移転を行うということです。対価は10aあたり●●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 今月4月14日の午後3時頃、申請地を確認に行きました。事務局から説明があったように、譲受人の●●●●●さんが、花や野菜を自家消費レベルでの耕作・管理しています。場所は、位置図1ページです。上の地図で確認してください。中央部あたりが国道9号線です。この右上に●●●●●と●●●●●があります。右上が嘉久志方面で、左下が都野津方面です。9号線沿いの●●●●●から西に進むと変形5差路がありまして、これを●●し、●●の●●方面に向かい、約●●m進んだ左側が申請地です。●●●●●さんのご自宅が、申請地沿いの道路を挟んで隣接地にあります。毎日の水やりや、朝夕管理されている様子をよく見かけます。電話で申請内容の確認をしました。譲渡人●●●●●さんと●●●●●さんはいとこだそうです。父親同士が

兄弟でそれぞれに相続しており、遠方におられて管理もできないということで●●●●さんに譲渡したいということです。ご審議をお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

《 川平町南川上 》

会 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告を致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、川平町南川上●●●番●、地目は畑、面積は 211 m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。状況としましては、譲渡人が遠方に居住していることに加えて、申請地の隣接地が譲受人の自己所有地になっており、一体的に耕作するために譲渡人に依頼を行った所有権移転です。無償移転です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。

1 番委員 位置図の 2 頁をご覧ください。国道 261 号線の松川町久坪地区に点滅信号があり、信号を川平方面に松川橋を渡り、旧 JR 三江線川平駅の前を通過し、●●●の●●●を潜って●●に進んだところに申請地があります。点滅信号から約●●●mです。通過して進むとつきあたりが●●●●の●●●という位置です。私も、申請地の先 10m くらいの農地で野菜を作っていますので、頻繁に行き来しており、現況の確認はできています。この案件は、譲受人の●●●●さんが隣地に居住していることもあって、譲受人と譲渡人の●●さんの双方から申請に関わる相談を受けております。譲渡人の●●さん

会 長 ほかに質問が無ければ、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2」については、可決されました。

《 都野津町 》

[illegible]

9 番委員 それでは位置図は 3 ページをご覧ください。左側に水尻川があります。右側に、上のほうから斜め下に向かって県道皆井田江津線があります。国道 9 号線の都野津西交差点から約 300m 南方面に進み、交差点を 90 度して 300m 進んだところが申請地です。登記は農地ですが、区画整理された地区で周辺は住宅地になっています。耕作した様子はなく、果樹が 2、3 本植えてあります。周辺農地には影響はありません。ご審議をお願いします。以上です。

6 番委員 取引価格の相場が分からないのですが、10a 当たり 2,200 万と言われま

したが、この地区ではそのくらいするのですか。

事務局 申請書では、当該農地が約●●●●●円でした。したがって 10a 当たりで換算すると●●●●●円となります。

4 番委員 計算したら、一坪●●●●●円なので、だいたい相場だと思います。やや高めだとは思いますが、そんなに高額ではない。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請 1 について」については、可決されました。

非農地証明

《 二宮町神村 》

会 長 次に、日程第 5、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員並びに仲津推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 3 号「非農地証明交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、二宮町神村●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は 300 ㎡、二宮町神村●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は 19 ㎡です。所有者は●●●●●さん、●●都●区●●●丁目●番●の●●●号です。状況としましては、農地が自宅への取付道沿いにあり、傾斜地ということもあって過去 40 年間、農耕の用に供していないため荒廃しているということで、現況にあわせて登記を行うための申請です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図 4 頁です。二宮町神村地域です。近隣に県道江津皆井田線がありまして、●●●の●●●●●●●から●●●●●●●に接続する市道沿いで、●●●から約●●●m 進んだところにある農地です。草が繁茂しており農地に復元するのも難しく、非農地に該当するのではないかと思います。以上です。

会 長 それでは続いて、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いします。

仲津推進委員 昨日の 10 時半ごろ確認に行きました。道路沿いですが、草木や竹が生えて原野化に近い状態で、背後地の山林と同じようになっています。隣はトタンで囲われた車庫がありましたが、いずれの農地も原野化・山林化しています。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、承認することに決しました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員並びに野村推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 それでは 2 番です。農地の所在は、嘉久志町●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は 1,239 ㎡、嘉久志町●●●番、登記は田、現況は原野、585 ㎡、嘉久志町●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は 419 ㎡、嘉久志町●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は 274 ㎡、嘉久志町●●●番、登記は田、現況は原野、面積は 327 ㎡、嘉久志町●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 447 ㎡、嘉久志町●●●番、登記は田、現況は原野、面積は 476 ㎡、嘉久志町●●●●番、登記は田、現況は原野、面積は 208 ㎡、嘉久志町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 52 ㎡、嘉久志町●●●●番内●、登記は畑、現況は原野、面積は 380 ㎡、嘉久志町●●●●番内●、登記は田、現況は原野、面積は 221 ㎡、嘉久志町●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 197 ㎡です。所有者は亡●●●●さんの相続財産清算人、●●●●●●さん、●●市●●●町●番地です。状況としましては平成 15 年から管理されず、樹木が生い茂って耕作できない状態であり、今後、所有権移転を見据えて現状に併せた登記を行って清算するという

目的での非農地証明申請です。以上です。

会 長 それでは続いて、原田委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 4 月 16 日に野村推進委員と午前 10 時に地場産の駐車場で待ち合わせをし、私の軽トラックで乗り合わせて行きました。申請地は位置図の 6 ページで確認ください。下の写真で左上に、江津中央公園があり、隣接の市道を進んで久保川地区に入り、距離的には約●km 道なりに進むと●●●●と●●●●があります。申請地は、まだ先で、市道の●●に申請者の●●さんの家屋があり、その奥の山間や谷付近です。家の奥側は総体的に荒廃して林地化しているため、耕作できるような、畑らしきものはなかったです。おそらく申請者が生前に多少は耕作していたかと思われる形跡がありましたが、現状はとても耕作は出来ない感じでした、谷側方面は奥まで入って行こうとしましたが、獣道らしきものがあって、川が流れているような音がしていました。上から覗きこんでみると、畦畔らしきものが、残っていたような感じでしたが、下に降りる道も判らない状態で、雑木や繁茂した草がみえるという感じでしたので、農地にするにしても難しいと思われますので、非農地として問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

会 長 続いて、野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 16 日に原田さんと待ち合わせして現地に行きました。事前に道が狭く山道ということもあり、原田さんの軽トラックで向かったのですが、先ほど説明がありましたように、山側、谷側を確認しましたが、全て原野化してまして、農地への復元は厳しいと思いました。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

階本推進委員 これ自体は問題ないのですが、どうも私が気になっているのが、合計のところ、田んぼが 6 筆で、畑が 2 筆で、合計が 12 筆で、勘定してみると集計表では畑の記述が少ないと思います。なぜでしょうか。

事務局 面積が違いは、現在、課税上農地としているものを集計しているからです。課税上で、山林課税している場合は、農地台帳上、農地として含めないという場合があります。したがって、全体の面積は、4,825 ㎡ですが、田と畑が約 3,500 ㎡と計上してあるのは、その他が山林とか原野で課税がしてあるため、加算されていないということです。課税上の集計ですのでご理解ください。

階本推進委員 畑が 4 筆ほど原野になっていますが、登記簿上はここに書いてある
とおり、全部畑や田ですが・・・。

事務局 登記簿上は当然、田や畑で 12 筆です。田が 6 筆、畑が 2 筆になってい
ますが、あとの 4 筆は山林課税になっているため、集計に入っていないとい
うことです。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

会 長 ほかに質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、
決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 2 について」は、承
認することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 6、その他について、総会に諮るべき事案、事務局からなに
かございますか。

事務局 お手元に令和 7 年度農地法手続き実績という 1 枚紙の両面印刷して配布
しています。これは令和 7 年度の昨年 4 月から今年 3 月までの 1 年間の許
可申請で許可を行った数を集計した表でございます。ご一読ください。

会 長 他にございませんか。みなさんからなにかございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 その他の事務連絡等は総会終了後行ないます。以上で日程のすべてを議了
いたしました。これをもちまして、令和 8 年度、第 1 回江津市農業委員会
総会を閉会といたします。なお、次回開催は、5 月 20 日水曜日、ここ江
津市総合市民センターで開催いたします。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 24 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員